

5 西健障第1823号
令和5年12月8日

市内共同生活援助事業者各位
市内居宅介護事業者各位
市内指定特定相談支援事業者各位

西東京市健康福祉部
障害福祉課長 海老澤 功
(公印省略)

グループホーム入居者の通院等介助の利用について

日頃より、本市の障害福祉行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、次のとおり、取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。

1 対象者の要件等

- (1) 障害支援区分が1以上であること。
- (2) 慢性疾患等で医師の指示により定期的な通院が必要であること。
- (3) 個別支援計画に通院等介助が位置づけられていること。
- (4) 通院等介助の利用は2回/月を限度とすること。

2 手続等

別紙「グループホーム入居者の通院等介助の申請までの流れ」のとおり
詳しくは、障害福祉課障害者相談係の各地区担当にご相談ください。

問合せ先
西東京市健康福祉部
障害福祉課障害者相談係
電話：042-420-2805